

東北大学多元物質科学研究所長候補者選考内規施行細則

制定 平成13年4月1日

第1条 この細則は、東北大学多元物質科学研究所長候補者選考内規（平成13年4月1日制定。以下「内規」という。）第17条の規定に基づき、内規の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

第2条 内規第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項に規定する選挙資格者は、選挙の公示日の前日に在職している者とする。

2 前項の資格者が、投票日まで在職しなくなったときは、その資格を失う。

第3条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、内規第8条第4項の規定により選出された候補者が、やむを得ない理由により辞退を申し出たときは、公示前に限り受理することができる。

2 委員会は、前項の辞退を受理したときは、内規第8条第4項の規定にかかわらず、辞退した候補者の補充は行わない。

第4条 委員会は、第1次選挙、第2次選挙及び第3次選挙の得票数を選挙資格者に公表する。

第5条 委員会は、第1次選挙、第2次選挙及び第3次選挙の開票に当たっては教授会構成員以外の教員のうちから2人を立ち合わせるができる。

第6条 委員会は、第2次選挙及び第3次選挙の公示の際、候補者の氏名を、得票順に発表する。

第7条 委員会は、第2次選挙及び第3次選挙の投票場に第2次選挙及び第3次選挙の候補者の氏名を掲示しなければならない。

第8条 この細則は、教授会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月1日改正）

この細則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成18年2月23日改正）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月2日改正）

この細則は、平成21年12月2日から施行する。

附 則（平成25年3月21日改正）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。